

ここに  
注目!

# 労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向については「労働法ナビ」の新着情報でご覧いただけます  
(<https://www.rosei.jp/lawdb/topics/>)

## 雇用保険関係

### 新設された「人材育成型労働移動支援奨励金」の概要と 手続き上の留意点

厚生労働省は、日本再生人材育成支援事業として、次の事業主に奨励金を支給している。  
健康、環境、農林漁業分野等において、雇用する労働者（非正規雇用含む）に一定の職業訓練を実施した事業主

被災地の復興のために必要な建設関係の人材育成を行った事業主

同事業は平成24年度内の事業とされていたが、雇用環境が今後も予断を許さない状況にあるため平成25年度末まで延長された。また、同事業の拡充として平成25年3月に「人材育成型労働移動支援奨励金」が新設された。

ここでは、新設された本奨励金の概要と手続き上の留意点について紹介する。

#### 今泉叔徳 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

#### 1. 新設された「人材育成型労働移動支援奨励金」とは

##### [1] 概要[図表1]

本奨励金は、再就職コースと出向コースとに分類され、人材育成を行う重点分野の事業主が職業訓練を行った場合に支給されるものである。

##### [2] 支給対象分野[図表2]

支給対象分野は、日本標準産業分類において健康、環境、農林漁業等（以下、重点分野）に関するものとされたものとなるが、詳細は後掲URLもしくは労働局・ハローワークに確認されたい。なお、該当業務のほか、それ以外の業務も行っている場合であっても対象事業主となる。ただし、支給対象は上記業務に係る訓練にとどまる。

##### [3] 職業訓練計画とは

職業訓練計画は、対象労働者に対して、いつ、

どこで、どのような訓練を受けさせるかを記載した計画である。助成金を申請する事業所は、訓練開始前に、職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要がある。訓練コースは重点分野の業務に関するものでなければならず、計画に入れられる訓練コースは「Off - JTのみで10時間以上」または「Off - JTとOJTを組み合わせた訓練で、Off - JTが10時間以上」のものとなる。

なお、OJTについては以下を満たす必要がある。Off - JTの科目・職種の内容と相互に密接な関連を有すること

科目・職種などの訓練内容が専門的知識または技能を有する者により行われること

訓練の評価が実施されること

支給対象訓練の総時間に占めるOJT時間の割合

図表 1 人材育成型労働移動支援奨励金の概要

	再就職コース	出向コース
内 容	事業主都合で離職した労働者を正規雇用の労働者として雇い入れ、その労働者に職業訓練（Off - JTのみ、またはOff - JTとOJTの組み合わせ）を行った場合に賃金および訓練経費を支給	労働者を出向または移籍により受け入れ、その労働者に職業訓練（Off - JTのみ、またはOff - JTとOJTの組み合わせ）を行った場合に賃金および訓練経費を支給
支 給 額	一訓練コースにつき以下の額 Off - JT分 賃金助成：1人1時間当たり800円（上限1,200時間） 経費助成：1人当たり30万円上限 OJT分 実施助成：1人1時間当たり700円（上限680時間） 1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円	
対象事業主	重点分野等の事業を行っており、職業訓練計画を作成して訓練を実施した事業主	

が9割以下であること

上記を踏まえた1年以内の訓練計画を立て、提出後6カ月以内かつ対象労働者の雇い入れ（受け入れ）から1年以内に実際の訓練開始が必要となる。

#### [4]各コースにおける留意点

##### 再就職コースにおける事業主都合で離職した労働者とは

「事業主都合で離職した労働者」とは、直近の離職が労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災等やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇や勸奨退職に基づくものであって、雇用保険被保険者の資格喪失確認の喪失原因「3」（事業主の都合による離職）とされた労働者のことを指す。

##### 出向コースにおける出向・移籍とは

まず、「出向」とは出向元から一時的に離れ、出向先において勤務することをいい、次の要件をすべて満たす必要がある。

出向期間が3カ月以上であり、終了後に出向元に復帰するものであること

出向先が対象労働者の賃金の一部または全部を負担していること

対象労働者の同意を得たものであること

出向元と出向先との間の出向に係る契約によるものであること

人事交流のためなど、雇用調整を目的としない出向でなく、かつ、労働者を交換し合うことになる出向でないこと

また、「移籍」とは移籍元との労働契約関係を終了させて移籍先に移行させることをいい、次の要件をすべて満たす必要がある。

対象労働者が移籍元で1年以上雇用保険被保険者として雇用されていること

対象労働者の同意を得たものであること

移籍先と移籍元との間に移籍に係る合意があること

対象労働者が離職日から6カ月以内に期間の定めのない労働者として移籍先に雇い入れられていること

#### 2.手続き上の留意点

##### [1]手続きの流れ

受給までの流れは[図表3]のとおりとなる。なお、申請は雇用保険適用事業所単位となる。

##### [2]必要書類

必要書類は[図表3]のとおりであるが、その他の書類提出等を求められることがあり得るので、申請の際は労働局・ハローワークに確認すべきであろう（編注：申請書は本稿末尾にお知らせしている厚生労働省ウェブサイトからダウンロード可能である）。

[3]その他

次のいずれかに該当する場合には、奨励金の支給が行われないので、注意が必要である。

奨励金の受給資格認定申請書提出日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む）をした事業主

奨励金の支給申請書提出日から起算して過去3年の間に緊急人材育成・就職支援基金事業による助成金等、および雇用保険二事業による助成金等を不正受給した事業主

奨励金の支給申請日の属する年度の前々年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（支給決定日までに納入した事業主を除く）

奨励金の支給申請日前日から起算して1年前の

日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主

いわゆる「風俗営業法」に規定する接客業務受託営業を行っている事業主

「対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日間の前日までのいずれかの日に当該対象労働者を雇用していた事業主」（あるいは「出向元事業主または移籍元事業主」と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主

その他詳細は下記厚生労働省ウェブサイトに掲載されているので、ご参照いただきたい。

「日本再生人材育成支援事業」

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/)

図表2 支給対象分野（「健康、環境、農林漁業分野等」に該当する産業分類）

日本標準産業分類		分類番号
大分類A - 農業		1 - 1
大分類A - 林業		1 - 2
大分類B - 漁業		2
大分類D - 建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの	3
大分類E - 製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの	4 - 1
	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの	4 - 2
大分類F - 電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33 - 電気業		5
大分類G - 情報通信業		6
大分類H - 運輸業・郵便業		7
大分類L 中分類71 - 学術・開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する技術開発を行っているもの	8
大分類N 中分類80 小分類804 - スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ		9
大分類O 中分類82 小分類824 細分類8246 - スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール		10
大分類P - 医療、福祉		11
大分類R 中分類88 - 廃棄物処理業 例)ごみ処分量		12
その他 (上記以外)	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する事業を行っているもの 例)エコファンド	13

図表3 受給までの流れ

